

## MileagePlus JCBカード会員特約

**第1条 (名称)** 本カードは、ユナイテッド航空（以下「UA」という。）と株式会社ジェーシーピーまたは株式会社ジェーシーピーおよび株式会社ジェーシーピーの指定するカード発行会社（以下「JCB」という。）が、UAの関連会社であるMileage Plus Holdings, LLC（以下「MPH」という。）もしくはUAおよびJCBの間の提携契約に基づき発行するものでMileagePlus JCBカード（以下「カード」という。）と称します。

**第2条 (会員)** 本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約ならびに別途UAまたはMPHの定めるマイループラス（MileagePlus）のプログラムルール（以下「プログラムルール」という。）を承認のうえ入会を申し込み、UAもしくはMPHおよびJCB（以下「両社」という。）が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCBがカードを貸与します。

**第3条 (年会費)** 会員は、JCBに対してJCBが通知または公表するカード年会費をJCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、両社の責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払済の年会費はお返しいたしません。

**第4条 (サービスの利用)** 1.会員は、マイループラスに関するサービスならびにUAおよびUAの関連会社が提供するその他のサービスを受ける場合、UAまたはUAの関連会社所定の方法でUAまたはUAの関連会社より提供を受けるものとし、JCBはこれらのサービスの提供に関して会員とUAまたはUAの関連会社の間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。2.会員は、JCBが提供するサービスを受ける場合、JCB所定の方法でJCBより提供を受けるものとし、UA、MPHまたはそれらの関連会社はこれらのサービスの提供に関して会員とJCBの間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。3.マイループラスの獲得マイル数は、次の項目に該当する場合、取り消しまたは加算されないことがあります。(1)会員の年会費の支払いが滞った場合。(2)本特約による会員資格を喪失した場合。(3)カード利用が取り消された場合。

**第5条 (会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)** 1.会員および入会を申し込まれた方（以下あわせて「会員等」という。）は、UAおよびMPHが会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1)UAおよびMPHのサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申し込み時および第6条において会員が届け出た事項 ②入会承認日、有効期限等、カードの契約内容 ③カードの利用内容（第8条において共有する情報）(2)UAおよびMPHの営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、UAおよびMPHは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。)(3)UAおよびMPHの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。2.会員等は、UAに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、会員等から申し出があった後にUAはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。UAがお預かりしているお客様の個人情報を確認されたい方は、03-6732-5022までお電話ください。(9:00AM～5:00PM(土・日・祝・年末年始を除く))お電話いただいた方が、会員ご本人であることを十分に確認させていただいた場合のみ、個人情報を開示いたします。

**第6条 (届出事項の変更)** 会員は、両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、両社に各々所定の方法により遅延なく届け出なければなりません。

**第7条 (届出事項の共有)** 会員が、両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第6条の定めにかかわらずUA、MPHまたはJCBの一方に対してのみ変更の届け出があった場合には、当該情報について両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

**第8条 (利用内容の共有)** 会員は、UAが会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員のカードの利用内容を、両社において共有することをあらかじめ同意するものとします。

**第9条 (会員資格の喪失)** 会員がUA会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

**第10条 (合意管轄裁判所の特例)** JCB会員規約に規定する合意管轄裁判所は日本国内の裁判所とします。ただし、会員が財産を有している法域において日本国の裁判所の判決の承認または執行ができない場合またはそのおそれがあるとJCBが判断した場合は、JCBはその法域の裁判所または会員の住所地・そのほか当該法廷地の法に基づき管轄権を有する裁判所においても訴えを提起することができます。

**第11条 (日本国外への転居の通知)** 会員は、日本国外へ転居する場合、事前にJCBに通知するものとします。また、当該転居により、年会費またはカード利用代金の支払いまたは回収が困難になるとJCBがその裁量により判断した場合は、カードを返還のうえ残債務を全額返済していただくことがあります。

**第12条 (その他)** 本特約に定めのない事項については、プログラムルールまたはJCB会員規約が適用されるものとします。

### <ご相談窓口>

UAに対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

ユナイテッド航空マイループラスデスク  
〒100-8698 日本郵便銀座郵便局 私書箱2218号  
03-6732-5022  
(9:00AM～5:00PM(土・日・祝・年末年始を除く))

### <個人情報保護法に基づく情報提供>

UAは外国にある法人です。JCBがUAに対して本特約第7条および第8条に基づき、会員の個人情報を提供することに関して、同法に基づき提供する情報は以下のとおりです。

(1)JCBが個人情報を提供する第三者(UA)が所在する国または地域  
米国(ユナイテッド航空)

(2)上記外国における個人情報の保護に関する制度およびUAが講ずる措置に関する情報

<https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/transfer.html>

(TK066600・20220516)